

第4号様式(第10条関係)

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成29年度第1回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成29年4月21日(金) 14時00分～15時30分
開 催 場 所	委員会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：野田委員 諸江委員 伊藤委員 菊地委員 牧委員 小野委員 阿比留委員 吉澤委員 加藤委員 欠席者：多和委員 事務局：環境担当部長 ごみ対策課長 ごみ対策課主査 ごみ対策課主事 コンサルタント会社((株)杉山・栗原環境事務所)
議 題	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(第3章 素案)の検討について 2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(第4章 素案)の検討資料について 3 その他
結 論 (決定した方針、 残された問題点、 保留事項等を記載 する。)	議題1について 3市共同資源化事業、不燃・粗大ごみ処理施設、焼却施設の更新について説明され、特に、焼却施設については施設規模が小さくなることから、これまで以上のごみ減量が必要となり、本計画の中でも重要な位置づけであるとの共通認識が得られた。 議題2について 市民・事業者の役割について、通信販売業者による適正包装、市民への普及啓発、店頭回収や拠点回収の拡充、レジ袋の削減、生ごみ堆肥化事業の拡充などについての議論が行われた。今回の議論を踏まえて、第4章の案を作成することになった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ●=委員 ○=事務局等	1 報告事項 (1) 第5回審議会会議録(要旨)について (2) 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(第1章から第3章 素案)について ○ (2)については、資料2-1及び2-2を使用し、前回指摘を受けた単位の表記や修正箇所等について説明を行った。 (3) その他 ○ 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画基礎調査報告書のホームページへの掲載について説明した。資料3を使用し、将来人口の予測について説明した。 2 議題 議題1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(第3章 素案)の検討について ○ 事務局から、資料4を使用し、説明を行った。 [主な意見等] ● 東京たま広域資源循環組合に破碎残渣を埋立ているのは4自治体のみとのことであるが、どこの自治体か。 ○ 本市の他に、八王子市、小平市、東大和市である。八王子市以外は小平・村山・大和衛生組合の構成市である。 ● 埋立っていない自治体はどのように処理しているのか。 ○ 埋立っていない22自治体のうち、約半数は焼却炉の性能向上により全量焼却し、焼却灰は全量エコセメントとして再利用している。残りの約半数は民間委託をしている。八王子市については、

今年度に埋立をやめる予定であり、小平・村山・大和衛生組合の構成市も、埋立ゼロを検討している。

- 27ページに「かん」という表記がある。
- 「缶」に訂正する。
- 3市共同資源化事業は、本市、小平市、東大和市のプラスチック容器とペットボトルの処理施設を、東大和市桜が丘に整備する事業である。本年11月までに都市計画決定を行って建設する予定である。
- 不燃・粗大ごみ処理施設は、小平・村山・大和衛生組合に隣接する小平市清掃事務所を解体して、その跡地に建設する予定である。建設に際してはミアセスメントを行い、工事の進捗状況はホームページに掲載する。
- 焼却施設は、現状の1日あたり360tから238tに規模を縮小して整備するため、これまで以上にごみ減量が必要となる。ごみ減量のための施策については、当審議会で審議をいただくことになる。

議題2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(第4章 素案)の検討資料について

- 事務局から、資料5を使用し、説明を行った。

[主な意見等]

- 第4章の表題が「基本的理念と行動指標」となっているが、「行動指標」という言葉は節でも使用する必要がある。
- 次回の審議会に提示する案を作成する際に精査する。
- ネットショッピングなどの通信販売が増加しており、過剰包装と思われるものもある。通信販売業者に段ボールの大きさの適正化を促すことが必要ではないか。
- 販売事業者は包装を適正化すること、消費者は不用な包装を断ることが求められる。
- インターネットで購入することは止められないが、市としての方向性が必要と考える。
- 業界に対して拡大生産者責任に基づく行動を強化するよう、都を通じて要望を出しているので、このことを記載する。
- 7ページの市民の役割を実施してもらうため、自治会などを通じた説明が必要と考える。
- 市民の役割を市民にPRしていく方法について計画に記載する。具体的には、自治会を通じた依頼や出前講座などが考えられる。
- プラスチックの包装を紙にした場合等、二酸化炭素の排出量やコスト比較もあるが、事業所に対し、適正な包装の変更を提案できないか。
- プラスチックと紙は、どちらも容器包装リサイクル法の枠組みでリサイクルされている。拡大生産者責任に基づいて事業者の責務を強化するよう、要望していく。
- 店頭回収を行っている販売店が限られている。一定規模以上の販売店には店頭回収ボックスの設置を義務づけることはできないか。
- 店頭回収は、大規模や中規模の店舗やチェーン展開をしている店舗で行われている。それを補うため、市は拠点回収で対応しており、拡充は可能と考えている。ただし、市の拠点回収を増やすことよりも、店頭における自主回収を推進する必要があると考える。
- マイバグの持参やレジ袋の削減を推進する施策が必要である。レジ袋を断ると値引きをする販売店もある。

